

明 細 書

作成日：平成 29 年 1 月 26 日

更新日：令和 7 年 4 月 21 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒990-0036) 山形県山形市幸町 18 番 20 号

(ヤマガタケンヤマガタシサイワイチョウ)

名称（フリガナ）：山形市農業協同組合

(ヤマガタシノウギョウキョウドウクミアイ)

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 田村保男

(平成 29 年 6 月 13 日より大山敏弘に変更)

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jayamagatashi.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：セルリー

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：山形セルリー（ヤマガタセルリー）、Yamagata Celery

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：山形県山形市内

5 農林水産物等の特性

「山形セルリー」は、スラリとした姿形で葉柄が太すぎず成長しても繊維が柔らかい。また、食感はシャキシャキとして瑞々しく、セルリー独特のえぐみや苦みが少なく、甘味が感じられる柔らかい風味が特徴とされる。

生産用の種子には、優良な形質が認められた個体を選抜し、その個体から収穫後に発生する側芽を開花させて採種したものをを用いている。このような個体選抜・採種を継代的かつ継続的に行うことにより、導入した通常市販品種から、遺伝的特性が改良されたものとなっている。さらに、この選抜・採種委託は、JA 山形市が特にその能力を有すると認めた者に対してのみ行っており、遺伝的特性の維持が図られている。

また、山形セルリーの生産者は他の主産地の端境期に出荷することを目標に、生産地の気候・土壌などの立地条件を活かした栽培方法を研究し、春どりと秋どりの年二作のセルリー栽培体系を構築し、東北では随一のセルリーの一大産地として知られている。

東北地方の市場関係者からも「セルリー独特の苦みが少なく、瑞々しい食感」「水分が豊富で筋が柔らかい」「葉の先まで青々しく姿形が美しい」などと高く評価されており、

主な県外出荷先である仙台市場では、「山形セルリー」の出荷時期には流通の多くが「山形セルリー」で占められるほどである。

6 農林水産物等の生産の方法

「山形セルリー」の生産の方法は概ね以下のとおりである。

(1) 個体選抜・採種

生産者団体が指名した熟練生産者により、毎年、秋どりハウス栽培の収穫時に、姿形が優良な親株を選抜し、採種用ハウスへ移植し抽台させ採種する。

(2) 栽培の方法

春どりハウス栽培（収穫時期：概ね5月上旬～7月上旬）と秋どりハウス栽培（収穫時期：概ね10月上旬～12月上旬）の年二作を行う。

(3) 出荷基準

病虫害被害、その他の損傷が著しくないものを出荷する。

(4) 最終製品としての形態

「山形セルリー」の最終製品としての形態は、青果（セルリー）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

山形市における基本的な栽培技術は、日本におけるセルリー栽培の第一人者である伊藤仁太郎氏（以下「伊藤氏」という）により昭和40年代に伝承され、その教えの通り栽培を始めたが、寒冷地では栽培が難しく、開始当初は抽台が多く発生し食用部分の利用が期待どおりにはできなかった。山形セルリーの生産者は、この原因が冬季の間比較的温暖な関東以西の地方とは違う11月～3月の低温と日照不足が原因であったことを突き止め、独自の温度管理方法を構築し、良質なセルリー栽培に成功した。

また、年一作が通例であったセルリー栽培を、ハウスを利用した独自の作付体系により、市場の需要に応じた生産・出荷ができる春どりハウス栽培と秋どりハウス栽培の年二作の体系を構築することで、東北地方を中心に良質なセルリーを出荷できる産地として定着するに至った。

「山形セルリー」は、山形市の気候にあった冬期間の低温感応を利用した独自の側芽採種を熟練した生産者が行うこと等の技術を活用した選抜を重ね、今日の優良な形質に至っている。

セルリー栽培には、栽培技術、豊富な水、水はけの優れた土、肥えた土壌の各要素が不可欠である。

山形市の市街地を網目のように流れる歴史的財産である山形五堰を活用することや蔵王山系の豊富な伏流水を地下100m前後から汲み上げて利用する等、恵まれた地理的条件を活かして豊富に必要な水源を確保している。セルリー栽培に適した水はけが特に優れた場合は、暗渠排水を効率よく設置し、栽培環境を整えている。施肥については、40年以上の栽培経験を生かし、籾殻・豚糞・牛糞などを独自に配合し熟成させた完熟堆肥を施用する土づくりの励行により、肥沃な土壌が維持されている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

山形市における栽培の歴史は、昭和 43 年に若手生産者 4 名が、セルリーに着目し挑戦したことから始まる。若手生産者らは、栽培技術を取得するためにセルリー栽培の第一人者であった伊藤氏の下で留学研修を行い、翌昭和 44 年から山形市内においてセルリー栽培を開始した。栽培当時は困難を極めたセルリー栽培であったが、生産者の努力によって、数年後、良質なセルリーを栽培できるようになった。

当時、地元市場での需要も限られ、生産者自らが隣県の宮城県仙台市場まで運んだ。その際、市場担当者から、その品質の良さが評価され「すぐにでも数量を確保して出荷して欲しい。」との要請があった。

その後、生産技術を確立した生産者は、山形市農業協同組合と一体となり生産から市場への販売戦略まで取り組み、昭和 47 年に宮城県仙台市場、昭和 59 年に東京市場へ出荷を開始し、市場・消費者からも高い評価を得るブランド製品となり、東北で唯一となるセルリー産地としての地位を築き、現在に至るまで 45 年以上セルリー栽培を継続している。

その取組は、平成 27 年 11 月 19 日のNHK山形放送局のニュース番組、平成 27 年 11 月 20 日朝日新聞、平成 28 年 5 月 9 日日本農業新聞等で紹介されるなど各メディアの注目を集めている。

主な出荷先は、山形県・宮城県・京浜地方となっており、出荷量は平成 27 年度 204 トン、平成 28 年度 219 トンとなっており、若手の後継者も多く、生産量も年々増加している。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☒ 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

☐ 専用使用権は設定されていない。

【商標權】

【専用使用権】

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標權】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

Age Group	Gender	Percentage Vaccinated
18-24	Male	~10%
18-24	Female	~10%
25-34	Male	~15%
25-34	Female	~15%
35-44	Male	~25%
35-44	Female	~25%
45-54	Male	~35%
45-54	Female	~35%
55-64	Male	~45%
55-64	Female	~45%
65-74	Male	~55%
65-74	Female	~55%
75+	Male	~65%
75+	Female	~65%